

## ㊦様式第1号-2についての記入上、提出上の注意事項

### 【記入上の注意】

- 1 申請内容について、今回の申請に該当するところを○で囲んでください。
- 2 申請者が、単独事業主又は共同事業主を構成する事業主の場合は、その事業主の企業名及び代表者職氏名を、事業主団体の場合は、登記簿等に記載している団体名及び代表者職氏名を記入し、押印してください。

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名・押印等を、下欄に申請に係る事業主の住所、名称及び氏名(事業主が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の職・氏名。以下同じ。)(押印不要)を記入してください。併せて、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出が必要です。

なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請する場合には、上欄に支給申請に係る事業主等の住所、名称及び氏名を記名・押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、下欄に社会保険労務士の名称を冠して記名・押印又は署名を行ってください。
- 3 既に提出を行った又は認定を受けた設置・運営計画、運営計画又は増築(増築・建替え)計画内容のうち変更を必要とする項目について、当該欄に変更前及び変更後の内容を記入してください。
- 4 1欄は、該当するところを○で囲んでください。
- 5 2欄「申請者」について
  - (1) 単独事業主又は共同事業主の場合
    - イ「①常時雇用する労働者の数」は、認定申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者)の数を記入してください。
    - ロ「②資本の額又は出資の総額」は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。
    - ハ「③主たる事業」は、( )内に日本産業標準分類の大分類を記入するとともに、申請事業主の主な事業内容を別表【日本標準産業分類による業種区分表】により選択してください(エ その他の場合は( )内に具体的な業種を記入してください。)
    - ニ「④事業所総数」は、申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
  - (2) 事業主団体の場合
    - イ「③構成員事業主の主な業種」について、業種が複数ある場合は、いずれか事業主が多い業種を記入してください。
    - ロ「④雇用保険適用事業所番号」は、事業主団体の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
    - ハ「⑤労働保険番号」は、事業主団体の労働保険番号を記入してください。
- 6 4欄「保育施設の概要」について
  - (1) 既に認定を受けた設置・運営計画又は運営計画について、当該計画変更認定申請によって、時間延長型運営、深夜延長型運営又は体調不調児対応型運営を行おうとする事業主等は「4 保育施設の概要」欄の⑤⑧⑨及び⑩欄は必ず記入してください。
  - (2) 「④乳幼児定員」は、4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区分してください。
  - (3) 「⑥施設の構造」の「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、金属造、木造、木骨モルタル造等の区分を記入してください。
  - (4) 「⑧施設の延面積」は、この変更認定申請に係る計画中の施設について記入してください。
  - (5) 「⑨保育時間」は、利用規約等で定められた施設の開始及び終了時間(延長保育時間を含む。)を記入し、( )内の「ア」に延べ時間数を記入してください。

なお、時間延長型運営計画又は深夜延長型運営計画の変更認定申請の場合は、「イ」、「ウ」の該当項目を○で囲み、その時間数を( )内に記入してください。
- 7 5欄「設置・増築(増築・建替え)工事等の概要」について

設置・運営計画又は増築計画変更認定申請の場合、「①予算額」欄の「設置の場合」又は「増築・建替えの場合」の該当する「種類」を○で囲んでください。

なお、共同事業主にあつては( )内に自社負担額を記入してください。

8 ※欄は記入しないでください

【提出上の注意】

1 この申請書は、事業所内保育施設の設置計画の変更認定を受ける場合は、原則として変更に伴う設置着手の2か月前、運営計画の変更認定を受ける場合は、変更に伴う運営開始の2か月前、又は増築計画の変更認定を受ける場合は、原則として変更に伴う増築着手の2か月前までに当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。

ただし、平成24年12月31日までに運営開始する事業所内保育施設についてはこの限りではありません。

また、新たに設置・運営計画及び増築計画の認定申請を行うことのできる事業主等は、平成24年4月17日以降に事業所内保育施設の建築工事に着手したものに限り、変更認定申請の期間は、当支給要領施行日から平成25年1月31日までとなります。

なお、申請者が代理人の場合は、事業主の委任状(写し)を添付してください。

2 共同事業主の場合は、その共同する事業主のいずれかの事業主が認定申請書等を一括して提出してください。

3 この申請書には、記載事項を明らかにする書類を添付する必要があります。共同事業主の場合も同様です。

【日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）による業種区分表】

業 種	該当分類項目	業 種	該当分類項目
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）	サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食良品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）		大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業 その他	上記以外のすべて		

※1 大分類の記入に当たっては、卸売業「I1」、小売業「I2」、サービス業の医療「P1」、福祉「P2」としてください。